

第98回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年3月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

パレスホテル東京 2階「葵」
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後5時40分まで

協和キリン株式会社

証券コード：4151

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、**郵送（書面）又はインターネット等により事前に議決権を行使**いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://ir.kyowakirin.com/ja/index.html>) に掲載させていただきます。

目次

第98回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額および内容決定の件	

〔添付書類〕

事業報告	22
連結計算書類	55
計算書類	58
監査報告	61

当社グループの経営理念・価値観・2030年に向けたビジョン

経営理念

協和キリングroupは、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさ貢献します。

価値観

協和キリングroupの役員および従業員一人ひとりの行動の拠り所となる考え方や姿勢です。中心概念の“Commitment to Life（コミットメント・トゥ・ライフ）”と3つのキーワードで構成されます。



この地球上で最も大切な存在のために動こう。
患者さん、患者さんを介護する人、医療従事者、
そしてお客様のために価値を創造しよう。

2030年に向けたビジョン

協和キリンは、イノベーションへの情熱と多様な個性が輝くチームの力で、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして病気と向き合う人々に笑顔をもたらすLife-changingな価値*の継続的な創出を実現します。

- ・抗体技術の進化へ挑戦を続けることに加え、多様なモダリティを駆使し協和キリンの強みを生かした創薬により、有効な治療法のない病気の治療に取り組んでいきます。
- ・医薬品事業で培った疾患に関する知見と最先端の科学・技術の応用に努め、医薬品にとどまらない社会の医療ニーズに応えていきます。
- ・常に信頼され、成長が期待される企業であり続けるため、世界トップクラスの製品品質とオペレーショナルエクセレンスを追求し続けます。

*Life-changingな価値：病気と向き合う人々の満たされていない医療ニーズを見出し、その課題を解決するための新たな薬やサービスを創造し、提供することで、患者さんが「生活が劇的に良くなった」と感じ笑顔になること

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的蔓延により影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者をはじめ、感染症の拡大防止、収束に向けて、ご尽力いただいている方々に心より感謝申し上げます。

2020年は、2016年からスタートした5か年中期経営計画の最終年度となりました。その間、目標として掲げておりました、欧米における3つのグローバル戦略品の上市を実現することができました。今後、グローバルでの更なる成長を実現するために、2021年からの5か年の中期経営計画においては、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとしての基盤をさらに強化していきます。また、グローバル戦略品を世界にお届けすること、更なる新薬の研究開発を進めることで、患者さんのニーズを満たし、さらには、患者さんを中心にといった新たな医療ニーズへの対応も進めてまいります。新しい価値の創造を通じて社会からの信頼を獲得し、企業価値を高める「CSV (Creating Shared Value) 経営」を推進いたします。

当社グループは、「Commitment to Life」を中心概念とする共通の価値観のもと、グローバル企業として組織の枠を超えチームワークを発揮すると共に、日本発のグローバル・スペシャリティファーマにふさわしい企業文化の醸成を進めていきます。また、透明性、公平性、コンプライアンス、社会との共生など企業の社会的責任を誠実に果たすと共に、高い技術力を活かし、イノベーションを生み出すことによって、世界の人々の健康と豊かさにご貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
宮本 昌志

2021年3月3日

株主各位

証券コード 4151
2021年3月3日

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

協和キリン株式会社

代表取締役社長 宮本 昌志

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使等については5ページからの「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

<新型コロナウイルスへの対応について>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、郵送（書面）
又はインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト
(<https://ir.kyowakirin.com/ja/index.html>) に掲載させていただきます。
- 当日の様子の一部は、後日当社ウェブサイトにて公開を予定しております。

1	日 時	2021年3月24日（水曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル東京 2階 「葵」
3	目 的 事 項 報 告 事 項	1. 第98期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第98期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
	決 議 事 項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額および内容決定の件
4	招集に 当たっての 決定事項	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。 インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
以 上		
● 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。 ● 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。		
当社ウェブサイト https://ir.kyowakirin.com/ja/index.html		

● 議決権行使についてのご案内

議決権の行使に当たっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です）

▶ 株主総会開催日時：2021年3月24日（水曜日）午前10時

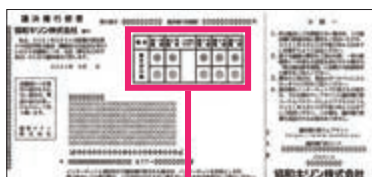


郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

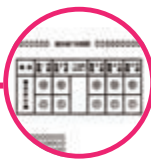
後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2021年3月23日（火曜日）午後5時40分到着分まで

議決権行使書の記入方法



こちらに各議案の賛否をご記入ください。



第1号議案、第3号議案、 第4号議案、第5号議案について

☒ 賛成の場合 ▶ 賛 に○印

☒ 反対の場合 ▶ 否 に○印

第2号議案について

☒ 全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印

☒ 全員反対の場合 ▶ 否 に○印

☒ 一部候補者に反対の場合 ▶ 賛 に○印し、
反対する候補者番号を隣の空欄に記入



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコンから議決権行使専用ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類又は議決権行使専用ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶行使期限：2021年3月23日（火曜日）午後5時40分入力分まで

① パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。

② パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電 話〕 **0120-652-031**（受付時間）9：00～21：00

その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電 話〕 **0120-782-031**（受付時間）土日休日を除く9：00～17：00

③ 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、今後の事業展開への備えなど内部留保の充実を図るとともに、毎期の連結業績、配当性向等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本としております。配当方針につきましては、2016-2020年中期経営計画で掲げた連結配当性向40%を目処とし、利益の成長に応じた安定的かつ継続的な配当水準の向上を目指してまいります。

この方針に基づき、第98期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき22円とさせていただきます。これにより、中間配当金22円を加えた年間配当金は、1株につき前期に比べ2円増配の44円となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類…………… 金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額…………… 当社普通株式1株につき金22円
総額11,817,872,550円

3 剰余金の配当が効力を生じる日…………… 2021年3月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（7名）が任期満了となります。社外取締役を委員長とし、社外役員5名、社内役員2名で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、経営の透明性と客観性をさらに高め業務執行の監督機能を強化するために、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会出席率 (出席状況)
1	みやもと まさし 宮本 昌志 再任取締役 候補者	※代表取締役社長	100% (14回中14回)
2	おおさわ ゆたか 大澤 豊 再任取締役 候補者	※代表取締役副社長 品質マネジメント部 薬事部	100% (14回中14回)
3	み か や ま としふみ 三箇山 俊文 再任取締役 候補者	取締役専務執行役員 海外事業統括	100% (14回中14回)
4	よ こ た の り や 横田 乃里也 再任取締役 候補者	取締役	100% (14回中14回)
5	も り た あきら 森田 朗 再任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外取締役	100% (14回中14回)
6	は が ゆうこ 芳賀 裕子 再任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外取締役	100% (14回中14回)
7	あ ら い じゅん 新井 純 新任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外監査役	
8	お や ま だ たかし 小山田 隆 新任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者		

(注) 上記※の代表取締役は、執行役員を兼務しております。



候補者番号 **1** | みやもと まさし
宮本 昌志 (1959年7月16日生)

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
 2011年 4 月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）信頼性保証本部薬事部長
 2012年 3 月 当社執行役員信頼性保証本部薬事部長
 2014年 7 月 当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長兼信頼性保証本部薬事部長
 2015年 4 月 当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長
 2017年 3 月 当社取締役常務執行役員製品ポートフォリオ戦略部長
 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員経営戦略企画部長
 2018年 3 月 当社代表取締役社長（現在に至る）

再任取締役候補者

所有する当社株式の数
37,565株

一 取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、代表取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、リーダーシップを発揮してCSV経営（注）やグローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を目指した諸施策を遂行してきており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

（注）CSV経営：社会課題の解決を通じた企業の成長を目指す経営（Creating Shared Value）



候補者番号 **2** | おおさわ ゆたか
大澤 豊 (1959年10月17日生)

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 協和発酵工業株式会社に入社
 2007年 4 月 同社医薬生産開発部長
 2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部CMC開発部長
 2009年 4 月 当社生産本部生産企画部長
 2013年 3 月 当社執行役員生産本部生産企画部長
 2014年 4 月 当社執行役員生産本部長
 2017年 3 月 当社常務執行役員生産本部長
 2018年 3 月 当社取締役常務執行役員生産本部長
 2019年 3 月 当社代表取締役副社長（現在に至る）

再任取締役候補者

所有する当社株式の数
35,477株

担当
**品質マネジメント部
薬事部**

一 取締役候補者とした理由

研究開発、海外開発、生産に関する豊富な経験で培った深い知見と高度な見識を有しており、代表取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たすとともに、高度な品質の製品を安定的に供給するという製薬企業の重要な使命を着実に推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。



再任取締役候補者

所有する当社株式の数
38,615株
担当
海外事業統括

候補者番号 **3** | み か や ま と し ふ み
三箇山 俊文 (1957年7月18日生)

－ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2004年 3 月 同社医薬カンパニー企画部長
2007年 7 月 キリンファーマ株式会社取締役執行役員研究本部長
2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）執行役員研究本部長
2010年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2012年 3 月 当社常務執行役員海外事業部長
2014年 3 月 当社取締役常務執行役員
2018年 3 月 当社取締役専務執行役員（現在に至る）

－ 取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍の牽引者として、引き続き海外事業の成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。



再任取締役候補者

所有する当社株式の数
0株

候補者番号 **4** | よ こ た の り や
横田 乃里也 (1961年2月3日生)

－ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2006年 3 月 キリンオーストラリア社社長
2011年 3 月 麒麟麦酒株式会社生産本部仙台工場長
2014年 3 月 同社生産本部生産部長
2015年 4 月 キリンホールディングス株式会社グループ人事総務担当ディレクター
キリン株式会社（現キリンホールディングス株式会社）執行役員人事総務部長
2017年 3 月 キリンホールディングス株式会社常務執行役員グループ経営戦略担当ディレクター
キリン株式会社取締役常務執行役員
協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）取締役（現在に至る）
2018年 3 月 キリンホールディングス株式会社取締役常務執行役員（現在に至る）
キリン株式会社常務執行役員

－ 取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、多様な医療ニーズに対応したソリューションの提供による人々の健康と豊かさの実現を目指して、多彩な事業基盤を有するキリングループ各社との緊密な連携を促進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 **5** | もりた あきら
森田 朗 (1951年4月22日生)

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月 千葉大学法経学部教授
1994年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
2004年 4月 東京大学公共政策大学院長、教授
2008年 7月 東京大学政策ビジョン研究センター長
2011年 4月 厚生労働省中央社会保険医療協議会会長
2012年 4月 学習院大学法学部政治学科教授
2012年 6月 東京大学名誉教授（現在に至る）
2014年 4月 国立社会保障・人口問題研究所長
2014年 8月 政策研究大学院大学客員教授（現在に至る）
2017年 4月 津田塾大学総合政策学部教授（現在に至る）
2018年 4月 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長（現在に至る）
2019年 3月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）社外取締役（現在に至る）

再任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
1,100株

一 社外取締役候補者とした理由

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。行政学の研究者として培われた学識経験と幅広い知見、政府や地方自治体の審議会委員等を歴任してきた経験を引き続き当社の経営に活かしていただけるものと判断いたしております。



候補者番号 **6** | はが ゆうこ
芳賀 裕子 (1955年12月8日生)

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 Price Waterhouse Consultants東京オフィスシニアコンサルタント
1991年 4月 芳賀経営コンサルティング事務所代表（現在に至る）
2008年 4月 株式会社損害保険ジャパンヘルスケアサービス執行役員
2010年 2月 社会福祉法人不二健育会理事（現在に至る）
2010年 4月 尚美学園大学総合政策学部総合政策学科客員教授
2017年 4月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール准教授
2017年 6月 特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会評議員（現在に至る）
2019年 3月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）社外取締役（現在に至る）
2020年 4月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授（現在に至る）
2020年 6月 ミネベアミツミ株式会社社外取締役（現在に至る）

再任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
1,600株

一 社外取締役候補者とした理由

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。経営コンサルタントとして幅広く活躍し、その医療、介護、ヘルスケアの分野における豊富な経験と、企業戦略の研究者としての見識を引き続き当社の経営に活かしていただけるものと判断いたしております。



候補者番号 **7** | **新井 純** (1959年2月28日生)

新任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
2,900株

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	シェル石油株式会社に入社
2002年 9 月	昭和シェル石油株式会社経営情報室長
2004年 4 月	同社経理部長
2005年 3 月	同社執行役員経理部長
2006年 3 月	同社取締役経理担当
2007年 3 月	同社常務取締役経営企画、経理・財務、財務情報アシュアランス、コーポレートガバナンス担当
2008年 8 月	同社代表取締役社長代行
2008年11月	同社代表取締役社長
2013年 3 月	同社代表取締役グループCOO
2014年 3 月	昭和四日市石油株式会社代表取締役社長
2016年 4 月	大和住銀投信投資顧問株式会社社外取締役
2017年 3 月	協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）社外監査役（現在に至る）
2019年 4 月	三井住友DSアセットマネジメント株式会社社外取締役（現在に至る）
2020年 5 月	株式会社良品計画社外監査役（現在に至る）

一 社外取締役候補者とした理由

2017年3月に当社社外監査役に就任。昭和シェル石油株式会社において経理・財務部門を長年担当し、代表取締役社長として企業経営に携わった経験を有しており、これらの幅広い見識を活かして監査役として活躍いただきました。経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材と判断し、このたび社外取締役候補者といたしました。財務・会計等の専門的見地だけでなく経営者としての経験に基づいて、引き続き独立した立場から当社の経営を監督いただけるものと期待しております。



候補者番号 **8** | おやまだ たかし
小山田 隆 (1955年11月2日生)

新任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
0株

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）に入行
2005年 6 月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員
株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員
2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員
2009年 1 月 同行常務執行役員
2009年 6 月 同行常務取締役
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2013年 5 月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務執行役員
2014年 6 月 同行代表取締役副頭取
2015年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役副社長COO
2016年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2017年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問（現在に至る）
2018年 6 月 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長（現在に至る）
2018年12月 三菱総研DCS株式会社社外取締役（現在に至る）
2019年 6 月 三菱電機株式会社社外取締役（現在に至る）
株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役（現在に至る）

一 社外取締役候補者とした理由

長い銀行経営の経験から非常に高い経営知識を有しており、金融業界における豊富な経験をもとにした幅広い範囲の産業に関する知識・見識を持っていることから、当社の重要事項の決定や、業務執行を監督するのに適した人物であると判断し、社外取締役候補者いたしました。当社の経営を、有益な知見をもって監督していただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. キリンホールディングス株式会社は、当社の発行済株式総数の53.49%（2020年12月31日現在）を保有する親会社であります。
3. キリン株式会社は、2019年7月1日付で当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社に吸収合併されております。
4. キリンオーストラリア社は、麒麟麦酒株式会社の子会社でありましたが、2011年4月にグレインコープ社の子会社であるパレットバーストンモルティング社に全株式が譲渡されております。
5. 取締役候補者のうち、森田朗、芳賀裕子、新井純及び小山田隆氏は、社外取締役候補者であります。
6. 芳賀裕子氏の戸籍上の氏名は林裕子であります。
7. 森田朗氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学の教授や公的研究機関の長、政府諮問機関の長などのご経歴等から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。

8. 森田朗及び芳賀裕子氏は、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、2年間となります。
9. 新井純氏は、現在、当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたします。同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、4年間となります。
10. 当社は、横田乃里也、森田朗、芳賀裕子及び新井純氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、小山田隆氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
12. 当社は、社外取締役森田朗及び芳賀裕子氏、社外監査役新井純氏を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、小山田隆氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。なお、各氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（16頁）を満たしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現監査役新井純氏が任期満了となります。つきましては、社外取締役を委員長とし、社外役員5名、社内役員2名で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



や っ とも み
谷津 朋美 (1960年5月30日生)

一 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	東京エレクトロン株式会社に入社
1986年10月	有限責任監査法人トーマツに入所
1990年 9 月	公認会計士登録
2001年10月	新東京法律事務所に入所 弁護士登録
2009年 6 月	カルビー株式会社社外監査役
2010年 6 月	大幸薬品株式会社社外監査役
2012年 3 月	コクヨ株式会社社外監査役
2015年 3 月	ヤマハ発動機株式会社社外監査役
2015年 4 月	TMI総合法律事務所パートナー（現在に至る）
2016年 6 月	SMBC日興証券株式会社社外取締役（現在に至る）
2017年 6 月	株式会社IHI社外監査役（現在に至る）
2019年 3 月	株式会社クラレ社外監査役（現在に至る）

新任監査役候補者

社外監査役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
0株

一 社外監査役候補者とした理由

公認会計士資格とともに弁護士資格を有し、企業の社外監査役・社外取締役の経験も非常に豊富に持っておられます。会計・法律の専門家としての高度な知見と企業の監査役としての深い知見をもって当社を監督し、独立した監査意見を述べることのできる適切な人物と判断し、新任社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 谷津朋美氏は社外監査役候補者であります。
3. 谷津朋美氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士、弁護士活動を通じた会計や企業法務に関する専門的知見や豊富な経験とともに、他の企業での社外役員としての豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
4. 谷津朋美氏が社外監査役として就任している株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたとして、2019年3月に、経済産業省より認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けました。また、同じく同氏が社外監査役に就任している株式会社クラレは、2017年2月に公正取引委員会から立ち入り検査を受けた特定活性炭の製造、販売等に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2019年11月に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は株式会社IHIにおいて前記事実が判明するまでこれを知らず、株式会社クラレが立ち入り検査を受けた時点で、同社の社外監査役には就任しておりませんでした。同氏は日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起しておりましたが、前記事実の判明後は、事実関係の調査や再発防止のための適切な措置の構築の状況等について確認し、法令遵守強化のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行っております。

5. 本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は谷津朋美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。谷津朋美氏が監査役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 当社は、谷津朋美氏が原案どおり社外監査役に選任された場合、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（16頁）を満たしております。

（ご参考）社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、会社法に定める社外取締役又は社外監査役の要件に加え、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- ① 当社又は子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ② 当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。
- ③ 当社の主要株主（当社の親会社を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
- ④ 当社が主要株主である会社（当社の子会社を除く）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている者をいう。
- ⑥ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社」とは、直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている会社又はその子会社をいう。
- ⑦ 当社又は当社の子会社の主要な取引先である者
「当社又は当社の子会社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている者をいう。

- ⑧ 当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている会社又はその子会社をいう。
- ⑨ 当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑪ 当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である者
本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高（総収入）の2%に相当する額をいう。
- ⑫ 当社又は当社の子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑬ 当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%に相当する額のいずれか大きい額をいう。
- ⑭ 当社又は当社の子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
- ⑮ ①又は②に過去10年間に於いて該当したことがある者
- ⑯ 上記③に過去5年間に於いて該当したことがある者
- ⑰ 上記⑤～⑬のいずれかに過去3年間に於いて該当したことがある者
- ⑱ 上記②～⑰のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族。但し、本項の適用においては、②～⑰において「支配人その他の使用人」とある部分は「支配人その他の重要な使用人」と読み替えることとする。
- ⑲ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等若しくは同居の親族
- ⑳ 過去5年間に於いて当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又はその他重要な使用人であった者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族
- ㉑ その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役に対する報酬額は、2017年3月23日開催の当社第94回定時株主総会において、金銭報酬枠を年額5億円以内（うち社外取締役分は5千万円以内。）としてご承認をいただいておりますところ、本議案はこの金銭報酬枠の増額をお願いするものであります。

すなわち、まず、業務執行取締役の金銭報酬について、基本報酬に対する業績連動型年次賞与の比率の引き上げにより今後さらなる業績連動性の向上を図るとともに、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を目指す人材を確保するため、報酬枠を増額いたしたいと存じます。

また、社外取締役の金銭報酬についても、第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりにご承認いただきますと、社外取締役が増員となることに加え、昨今の経営環境の変化等諸般の事情を考慮し、社外から多様かつ優秀な人材を獲得・維持するため、報酬枠を増額いたしたいと存じます。

以上から、取締役の金銭報酬枠を年額6億円以内（うち社外取締役分は1億円以内。）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、対象となる取締役の員数は、7名（うち社外取締役4名）となります。

取締役に対する業績連動型株式報酬に係る 報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役に対する報酬額は、2017年3月23日開催の当社第94回定時株主総会において、金銭報酬枠を年額5億円以内（うち社外取締役分は5千万円以内。）として、また、それとは別枠にて2020年3月19日開催の当社第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権枠の総額を、年額1億5千5百万円以内とすることにつきご承認をいただいておりますが、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」を原案どおりにご承認いただきますと、金銭報酬枠は、年額6億円以内（うち社外取締役分は1億円以内。）となります。

今般、当社は、当社の取締役（業務執行取締役を指す。以下本議案において同様とする。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の役位及び業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付及び支給する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、本制度に係る報酬額を各対象期間（下記1. で定義する。）につき3億円以内、割当てる当社株式の総数を各対象期間につき20万株以内とすることにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本制度の仕組みは、以下に記載しておりますとおり、上記目的に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、対象となる取締役の員数は、3名となります。

1. 本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本定時株主総会終了後から翌年の当社定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、連続する3事業年度（以下、「業績評価期間」という。なお、当初の業績評価期間は、2021年12月31日で終了する事業年度から2023年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2021年12月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、それぞれ当該事業年度を最初の事業年度とした連続する3事業年度を新たな業績評価期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定している。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、業績評価期間終了後に交付及び支給する株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

具体的には、以下にて定める算定方法により、当社株式を交付するため、業績評価期間終了後に、取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

2. 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各取締役を支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は各対象期間につき3億円以内、各取締役に割当てる当社株式の総数は各対象期間につき20万株以内とします。なお、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3. の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給を行うことにより、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該金銭報酬債権及び金銭の総額の上限並びに当社株式の総数の上限を超えない範囲で、交付する株式の数又は支給する金銭の額を、按分比例その他の取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

3. 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を使用し、各業績評価期間終了後の達成率に応じ、交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算定の上、交付及び支給します。

【最終交付株式数（※）の算定式】

基準となる交付株式数（①）×業績目標達成度（②）×50%

※業績評価期間終了後、最終的に取締役会に交付する株式です。1株未満の株式は、1株に切り上げます。

【支給する金銭の額の算定式】

{基準となる交付株式数（①）×業績目標達成度（②）－最終交付株式数} ×交付時株価（③）

① 基準となる交付株式数

基準となる交付株式数は以下の式により算出されます。

基準となる交付株式数 =
$$\frac{\text{取締役の役位別株式報酬基準額（※）（ア）}}{\text{基準株価（イ）}}$$

※取締役の役位ごとに定められる株式報酬基準額のことをいいます。

（ア）取締役の役位別株式報酬基準額

取締役会に交付する最終交付株式数の算定方法のうち、役位別株式報酬基準額については、役位別に具体的な金額を定めることを取締役会に委任するものとします。

（イ）基準株価

基準株価は、対象期間開始当初において上記役位別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

② 業績目標達成度

業績目標達成度は、各業績評価期間終了後に確定する数値を用いて、0%～150%の範囲で算出します。当初の業績評価期間においては、経営計画上の指標であるROE、売上収益年平均成長率及びコア営業利益率の目標値を予定しています。

③ 交付時株価

業績評価期間終了後2ヶ月以内に開催される当社株式の交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

4. 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

業績評価期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合に、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記3. で定める最終交付株式数に、交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3. で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3. で定める額の金銭を支給するものとします。

- (1) 取締役が、その任期（対象期間、及び業績評価期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社の取締役の地位にあったこと
- (2) 当社取締役会にて定める一定の非違行為がなかったこと
- (3) その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

ただし、上記(1)にかかわらず、業績評価期間中に取締役が死亡または病気等やむを得ない事情により退任した場合には、本制度に基づく当社株式の交付及び金銭の支給に代えて、それらに相当する額として取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

5. 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社株式の交付及び金銭の支給の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記2. の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当該当社株式の交付及び金銭の支給に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

事業の概況

新型コロナウイルスの世界的蔓延という大きな環境変化に対して、製薬会社の使命である医薬品の安定供給を最優先課題として取り組み、感染予防に細心の注意を払った情報提供活動を行うなどの対応を行いました。これと並行し、2016年中期経営計画仕上げの年として、グローバル・スペシャリティファーマとしての更なる飛躍に向け、3つのグローバル戦略品の価値最大化、グローバルガバナンスの強化、将来の成長に向けた研究開発活動などを進めてまいりました。

コロナ禍における世界の医療環境の変化と事業活動の制限に加え、日本における薬価基準引下げなど、大変厳しい環境ではありましたが、3つのグローバル戦略品の欧米市場への浸透などにより増収となりました。日本では経口の腎性貧血治療剤ダブブロックを8月に発売しました。腎性貧血領域での豊富な経験を活かし、安全性への配慮を最優先した適正使用情報の提供活動を実施しています。

Crysvita（日本製品名：クリースビータ）が米国において腫瘍性骨軟化症の適応追加、欧州においては青少年・成人のX染色体連鎖性低リン血症への適応拡大、日本における在宅自己投与対象製剤の追加がそれぞれ承認、菌状息肉腫及びセザリ－症候群治療薬Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）について、6月のドイツを皮切りに欧州で販売開始、また、米国で上市済みのNourianz（一般名：イストラデフィリン（日本製品名：ノウリアスト））は欧州においてパーキンソン病の併用療法に関する承認申請が受理されるなど、3つのグローバル戦略品に関し、着実な進捗が見られました。

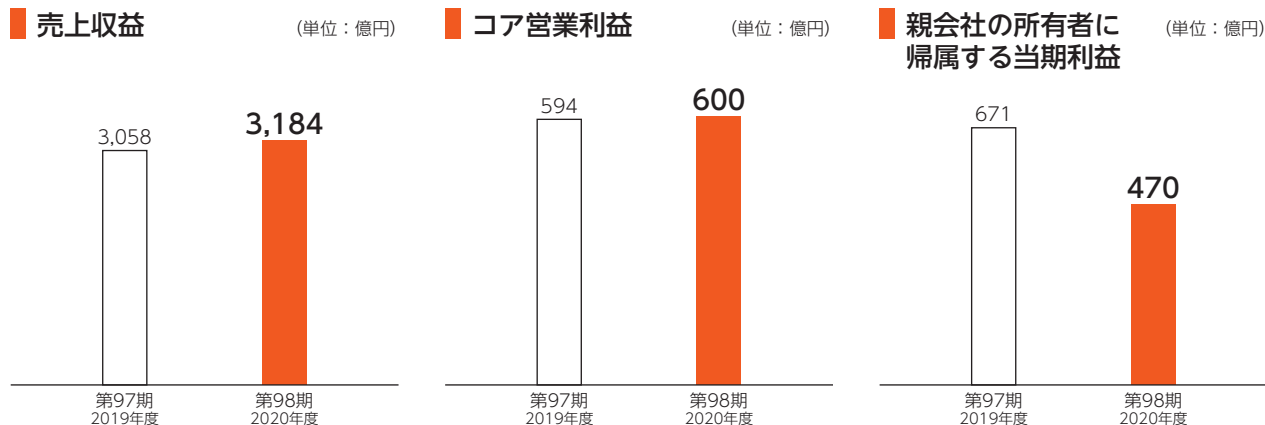
2019年に発生したマイトマイシンの自主回収について、2020年1月に第三者主導のグループ調査委員会による調査報告書を受領し、再発防止策を策定いたしました。経営の最優先事項としての強固な品質保証体制の構築、リスクマネジメントの改善、企業文化の改革の3点をグローバル・スペシャリティファーマの基盤強化に向けた重要課題とし、製造・品質保証体制の強化に留まらず、グループ全体のガバナンスの強化に取り組みました。これらについては2021年から始まる5か年の中期経営計画においても引き続き重要な課題として、真摯に取り組んでまいります。

① 連結業績

当社グループは、グローバルに事業を展開しておりますことから、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）を適用しておりますが、事業活動による経常的な収益性を示す段階利益として「コア営業利益」を採用しております。当該「コア営業利益」は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」及び「研究開発費」を控除し、「持分法による投資損益」を加えて算出しております。

継続事業の売上収益は **3,184億円**（前期比4.1%増）、コア営業利益は **600億円**（同1.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は **470億円**（同29.9%減）となりました。

売上収益は、日本において薬価基準引下げや腎性貧血治療剤ネスプのオーソライズドジェネリックであるダルベポエチン アルファ注シリンジ「KKF」への切り替え等による減収影響があったものの、北米及びEMEAにおいてグローバル戦略品が順調に伸長し、アジアにおいても中国を中心に好調に推移した結果、増収となりました。なお、売上収益に係る為替の減収影響は29億円となりました。コア営業利益は、販売費及び一般管理費が増加し、持分法による投資損益が減少したものの、海外売上収益の増収による売上総利益の増加により、増益となりました。なお、コア営業利益に係る為替の減益影響は13億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、コア営業利益の増加に加え、事業構造改善費用や減損損失が減少したものの、非継続事業からの当期利益がなくなったことから減益となりました。

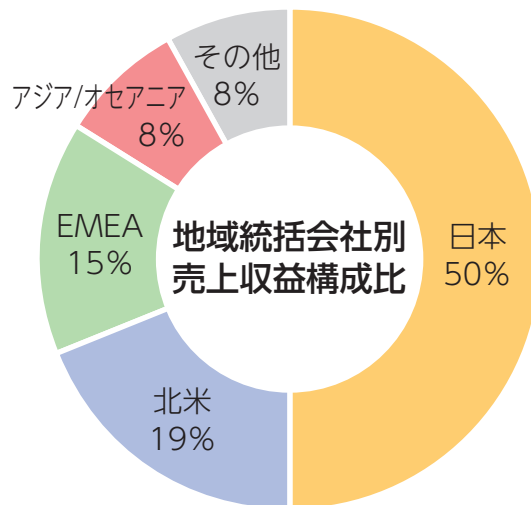


【地域統括会社別の売上収益】

(単位: 億円)

	第97期	第98期	前期比
日本	1,747	1,599	△8.5%
北米	390	599	53.6%
EMEA	429	484	12.7%
アジア／オセアニア	231	259	11.8%
その他	260	242	△7.0%
売上収益合計	3,058	3,184	4.1%

- (注) 1. One Kyowa Kirin体制（日本・北米・EMEA・アジア／オセアニアの4つの「地域」とグローバル・スペシャリティファーマとして必要な「機能」を軸とするグローバルマネジメント体制）における地域統括会社（連結）の製商品の売上収益を基礎として区分しております。
2. EMEAは、ヨーロッパ、中東及びアフリカ等であります。
3. その他は、技術収入及び受託製造等であります。



◎日本の売上収益は、2019年10月及び2020年4月に実施された薬価基準引下げの影響があったことに加え、特許満了となった腎性貧血治療剤ネスプのオーソライズドジェネリックであるダルベポエチン アルファ注シリンジ「KKF」への切り替え影響が大きく、新製品群が伸長したものの前期に比べ減少しました。

- ・ダルベポエチン アルファ注シリンジ「KKF」は、腎性貧血治療剤ネスプからの切り替えが速やかに進みました。
- ・2020年8月に経口の腎性貧血治療剤ダーブロックを発売し、順調に市場浸透しております。
- ・抗アレルギー点眼剤パタノール、抗アレルギー剤アレロックは、花粉飛散量の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による受診抑制等の影響を受け、売上収益が減少しました。
- ・二次性副甲状腺機能亢進症を適応症とするオルケディアは、売上収益を伸ばしました。一方で、二次性副甲状腺機能亢進症治療剤レグパラは、オルケディアへの切り替えが進み、加えて競合品の影響もあり売上収益が減少しました。
- ・慢性特発性血小板減少性紫斑病治療剤ロミプレートは、既存治療で効果不十分な再生不良性貧血を適応症とする承認を2019年6月に取得し、売上収益が増加しました。
- ・発熱性好中球減少症発症抑制剤ジールスタ、抗悪性腫瘍剤リツキシマブBS「KHK」は、堅調に売上収益を伸ばしました。

- ・ FGF23関連疾患治療剤クリースビータ及びパーキンソン病治療剤ハルロピは、2019年12月に発売し、順調に市場浸透しております。

◎北米の売上収益は、グローバル戦略品が順調に伸長し、前期を上回りました。

- ・ X染色体連鎖性低リン血症治療剤Crysvita（日本製品名：クリースビータ）は、2018年の発売以来順調に売上収益を伸ばしております。6月には腫瘍性骨軟化症（TIO）の適応追加の承認を取得しました。
- ・ 抗悪性腫瘍剤Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）は、新型コロナウイルスの影響を受け、前期並みの売上収益となりました。
- ・ パーキンソン病治療剤Nourianz（日本製品名：ノウリアスト）は、2019年10月に発売し、順調に市場浸透しております。

◎EMEAの売上収益は、グローバル戦略品が順調に伸長し、前期を上回りました。

- ・ X染色体連鎖性低リン血症治療剤Crysvita（日本製品名：クリースビータ）が、2018年の発売以来、上市国を拡大しながら順調に売上収益を伸ばしております。9月には青少年及び成人への適用拡大の販売承認を取得しました。
- ・ 2020年6月にドイツにおいて抗悪性腫瘍剤Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）の販売を開始し、上市国を拡大しながら順調に市場浸透しております。

◎アジア／オセアニアの売上収益は、中国を中心に好調に推移し、前期を上回りました。

- ・ 二次性副甲状腺機能亢進症治療剤Regpara（日本製品名：レグパラ）は、中国での市場拡大により、売上収益が増加しました。

◎その他の売上収益は、前期を下回りました。

- ・ アストラゼネカ社からのベンラリズムブに関する売上ロイヤルティ等の技術収入は増加しましたが、受託製造等のその他の収益の減少により、前期を下回りました。

② 研究開発

当社グループは、研究開発活動へ資源を継続的かつ積極的に投入しております。多様なモダリティを駆使して画期的新薬を生み出すプラットフォームを築く技術軸と、これまで培った疾患サイエンスを活かしつつ有効な治療法のない疾患に"only-one value drug"を提供し続ける疾患軸の両方を進化させ、競合優位性の高いパイプラインを構築し、Life-changingな価値をもつ新薬をグローバルに展開することを目指しております。

当期における当社グループの研究開発費の総額は523億円であり、主な後期開発品の各疾患領域における進捗は、次の通りであります。

■ 腎領域

KRN321（日本製品名：ネスブ）

- 6月に中国において血液透析施行中の腎性貧血を適応症として承認されました。

■ がん領域

KRN125（日本製品名：ジーラスト）

- 2月に日本においてがん化学療法による発熱性好中球減少症の発症抑制を適応症とした自動投与デバイス開発に関する第Ⅰ相臨床試験を開始しました。

ME-401（一般名：Zandelisib）

- 北米、欧州、アジア、オセアニアにおいて濾胞性リンパ腫を適応症とした第Ⅱ相試験を実施中であります（4月にグローバルライセンス契約をMEI Pharma社と締結）。
- 10月に日本において再発／難治性の低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫（小リンパ球性リンパ腫、リンパ形質細胞性リンパ腫、ワルデンストレームマクログロブリン血症を除く）を適応症とした第Ⅱ相臨床試験を開始しました。

KW-0761（日本製品名：ポテリジオ、欧米製品名：Poteligeo）

- 12月に韓国において菌状息肉腫及びセザリ－症候群を適応症とした承認申請を行いました。

■ 免疫・アレルギー疾患領域

KHK4827（日本製品名：ルミセフ）

- 6月に中国において尋常性乾癬を適応症として承認されました。
- 11月に日本において強直性脊椎炎、X線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎を対象とした効能・効果に関する承認事項一部変更承認を取得しました。

■ 中枢神経領域

KW-6002（日本製品名：ノウリアスト、米国製品名：Nourianz）

- 欧州においてウェアリングオフ現象を有する成人パーキンソン病患者におけるレボドパ含有製剤との併用療法を適応症とした承認申請が審査中であります（2020年1月申請受理）。

■ その他

KRN23（日本製品名：クリースビータ、欧米製品名：Crysvita）

- 2月に米国において腫瘍切除不能又は腫瘍の同定が困難な腫瘍性骨軟化症を適応症とした生物学的製剤承認一部変更申請が受理され、6月に成人及び2歳以上の小児を対象とした腫瘍切除不能又は腫瘍の同定が困難な腫瘍性骨軟化症を適応症として承認されました。
- 9月に欧州において青少年・成人のX染色体連鎖性低リン血症を適応症として承認されました。
- 9月に韓国においてFGF23関連低リン血症性くる病及び骨軟化症を適応症として承認されました。
- 9月に中国において腫瘍性骨軟化症を適応症とした承認申請を行いました。
- 12月に欧州において腫瘍性骨軟化症を適応症とした生物学的製剤承認一部変更申請を行いました。

事業報告

(ご参考) 開発パイプライン

開発番号の◎は新規成分 ➡ 2019年12月31日からの進捗

腎領域

(2020年12月31日現在)

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
 KRN321 Darbepoetin Alfa 注射剤	持続型赤血球造血 刺激因子製剤	腎性貧血 (血液透析施行中)	中国	➡					[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ネスブ
 KHK7580 Evocalcet 経口剤	カルシウム受容体 作動薬	二次性副甲状腺 機能亢進症	中国 アジア	➡					[田辺三菱製薬(株)] 日本製品名：オルケディア
 ◎RTA 402 Bardoxolone Methyl 経口剤	Antioxidant Inflammation Modulator	糖尿病性腎臓病	日本	➡					[Reata社]
 KW-3357 Antithrombin Gamma 注射剤	遺伝子組換え ヒトアンチトロンビン	妊娠高血圧腎症	日本	➡					[自社] 日本製品名：アコアラン
 KHK7791 Tenapanor 経口剤	NHE3阻害剤	維持透析下の 高リン血症	日本	➡					[Ardelyx社]

Y：抗体 ：たんぱく製剤 ：低分子化合物

用語解説

第Ⅰ相

同意を得た少数の健康な人等(試験により、患者さん)を対象に、副作用などの安全性について確認する。

第Ⅱ相

同意を得た少数の患者さんを対象に、有効で安全な投与量や投与方法などを確認する。

第Ⅲ相

同意を得た多数の患者さんを対象に、既存薬などと比較して新薬の有効性と安全性を確認する。

がん領域

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KW-0761 Mogamulizumab 注射剤	ヒト化抗CCR4抗体	菌状患肉腫及び セザリ－症候群	韓国					[自社] ボテリジェント抗体 日本製品名：ボテリジオ 欧米製品名：Poteligeo
				スイス					
				サウジアラビア					
				豪州					
	◎KHK2375 Entinostat 経口剤	ヒストン脱アセチル化 酵素阻害剤	乳がん	日本					[Syndax社]
	KRN125 Pegfilgrastim 注射剤	持続型顆粒球コロニー 形成刺激因子	造血幹細胞の末梢 血中への動員	日本					[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ジ－ラスト
			がん化学療法による発熱性好中球 減少症の発症抑制を適応症とした 自動投与デバイス	日本					
	◎KHK2455 経口剤	IDO1阻害剤	固形がん	北米					[自社] KW-0761との併用
			膀胱がん	北米					[自社] Avelumabとの併用
	◎ME-401 Zandelisib 経口剤	PI3K δ 阻害剤	低悪性度B細胞性 非ホジキンリンパ腫	日本					[MEI Pharma社]
			B細胞悪性腫瘍	北米					
			濾胞性リンパ腫	北米 欧州 アジア オセアニア					

：抗体 ：たんぱく製剤 ：低分子化合物

事業報告

免疫・アレルギー疾患領域

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KHK4827 Brodalumab 注射剤	ヒト型抗IL-17受容体 A抗体	乾癬	マレーシア					[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ルミセフ
				中国 マカオ					
			関節症性乾癬	台湾					
			強直性脊椎炎、X線 基準を満たさない 体軸性脊椎関節炎	日本					
			全身性強皮症						
			掌蹠膿疱症						
	○KHK4083 注射剤	ヒト型抗OX40抗体	アトピー性皮膚炎	日本 北米 欧州					[自社] ボテリジェント抗体 ヒト抗体産生技術を使用
	○ASKP1240 Bleselumab 注射剤	ヒト型抗CD40抗体	腎移植患者における 再発性巣状糸球体 硬化症	北米					[自社] ヒト抗体産生技術を使用 アステラス製薬(株)と共同開発

中枢神経領域

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KW-6002 Istradefylline 経口剤	アデノシンA _{2A} 受容体拮抗剤	パーキンソン病	欧州					[自社] 日本製品名：ノウリアスト 米国製品名：Nourianz
	KW-0761 Mogamulizumab 注射剤	ヒト化抗CCR4抗体	HTLV-1関連脊髄症	日本					[自社] ボテリジェント抗体 日本製品名：ボテリジオ 欧米製品名：Poteligeo
	○KW-6356 経口剤	アデノシンA _{2A} 受容体拮抗剤	パーキンソン病	日本					[自社]
	○KHK6640 注射剤	抗アミロイドβ ペプチド抗体	アルツハイマー型 認知症	日本 欧州					[イムナス・ファーマ(株)]

：抗体 ：たんぱく製剤 ：低分子化合物

その他

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KRN23 Burosumab 注射剤	ヒト型抗FGF23抗体	スイス クウェート 香港 台湾						[自社] ヒト抗体産生技術を使用 欧米においてUltragenyx社 と共同開発 日本製品名：クリスピータ 欧米製品名：Crysvida
			X染色体連鎖性 低リン血症						
			オマーン カタール						
			バーレーン 豪州						
			中国 サウジアラビア シンガポール						
			X染色体連鎖性 低リン血症（成人）						
			FGF23関連低リン血症性 くる病・骨軟化症						
	AMG531 Romiplostim 注射剤	トロンボポエチン 受容体作動薬	腫瘍性骨軟化症						[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ロミプレート
			韓国						
			米国						
			欧州						
			中国						
	AMG531 Romiplostim 注射剤	トロンボポエチン 受容体作動薬	既存治療で効果不十分 な再生不良性貧血	台湾					[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ロミプレート
				アジア			第Ⅱ/Ⅲ相		
			慢性特発性（免疫性） 血小板減少性紫斑病	中国					
	AMG531 Romiplostim 注射剤	トロンボポエチン 受容体作動薬	免疫抑制療法未治療の 再生不良性貧血	日本 アジア			第Ⅱ/Ⅲ相		[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ロミプレート
	KW-3357 Antithrombin Gamma 注射剤	遺伝子組換え ヒトアンチトロンビン	先天性アンチトロンビン欠乏に基づく 血栓形成傾向、アンチトロンビン低下 を伴う播種性血管内凝固症候群	欧州					[自社] 日本製品名：アコアラン
	KHK4951		滲出型加齢黄斑変性	日本					[自社]

：抗体 ：たんぱく製剤 ：低分子化合物

(2) 財産及び損益の状況

国際会計基準 (IFRS)		第95期 (2017年1月1日から 2017年12月31日まで)	第96期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第97期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第98期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
売上収益	(単位：億円)	3,534	2,715	3,058	3,184
コア営業利益	(単位：億円)	577	503	594	600
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(単位：億円)	429	544	671	470
基本的1株当たり 当期利益	(単位：円)	78.38	99.40	124.57	87.56
資産合計	(単位：億円)	7,083	7,420	7,845	8,013
資本合計	(単位：億円)	6,160	6,496	6,782	6,984

(注) 当社は、当社の連結子会社であった協和発酵バイオ株式会社の株式の95%を、キリンホールディングス株式会社へ2019年4月24日に譲渡しております。これに伴い、第97期より、バイオケミカル事業を非継続事業に分類いたしました。そのため、第96期の売上収益及びコア営業利益につきましては組み替えて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当期において実施しました当社グループの設備投資の総額は95億円であります。当期中に完成した主要設備及び当期末現在において計画中の主要設備の状況は、次の通りであります。

① 当期中に完成した主要設備

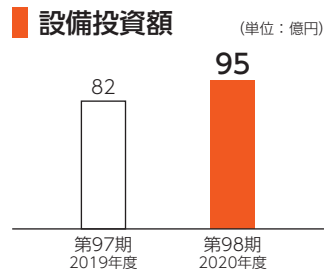
該当事項はありません。

② 当期末現在において計画中の主要設備

会社・事業所名	設備投資の内容
当社高崎工場	品質棟建設



当社高崎工場・品質棟完成予想図



(4) 資金調達の状況

当期における当社グループの資金調達について、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

経営方針、対処すべき課題等

文中の将来に関する事項は、当期末（2020年12月31日現在）において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

協和キリングroupは、経営理念「ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。」を掲げております。

この経営理念に謳う「新しい価値」を社会と共有できる価値（CSV：Creating Shared Value）と捉え、当社グループは、社会課題への取り組みによる「社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」の両立により、企業価値向上を実現するCSV経営を実践しています。

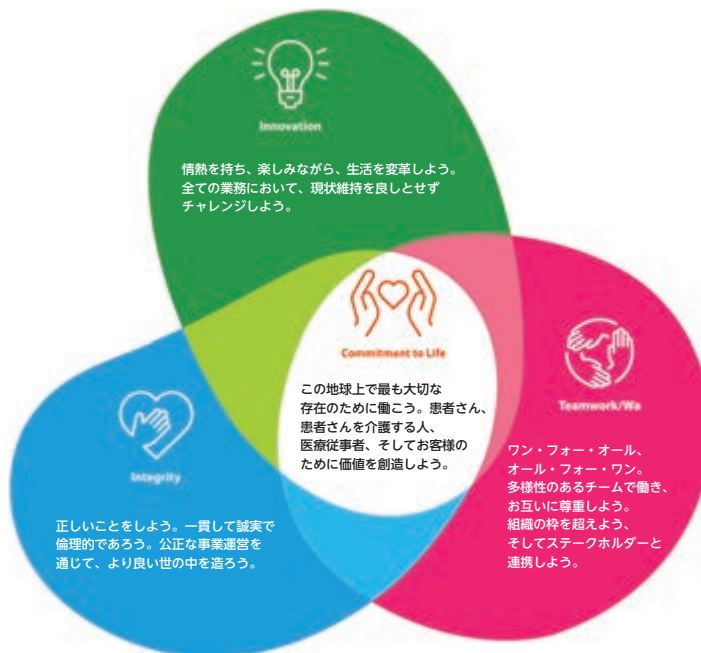
また、協和キリングroupで働く全ての人々が、行動の拠り所となる考え方や姿勢を示す中心概念の“Commitment to Life”と3つのキーワードで構成される価値観を、全員で共有、実践することで、社会から信頼される企業グループであり続けることを目指しています。

経営理念

協和キリングroupは、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。

価値観

協和キリングroupの役員および従業員一人ひとりの行動の拠り所となる考え方や姿勢です。
中心概念の“Commitment to Life”と3つのキーワードで構成されます。



(2) 対処すべき課題

企業を取り巻く事業環境は、常に変化し続けています。近年の製薬業界を取り巻く環境は、薬剤費抑制策の推進、後発品の使用促進等による医薬品への支出の減少、新薬開発におけるコストの増加とプロセスの複雑化など、厳しい変化がある一方で、新薬の優先審査制度の登場等のイノベーションを評価する制度の拡充や、科学技術の進歩により革新的な治療を可能にする新たな創薬手法の開発を後押しする動きもあります。また、アンメットメディカルニーズに対する画期的な医薬品は、依然として世界中で待ち望まれております。さらには、デジタル技術の進展と浸透、顧客との接点の多様化等、社会全体の環境が大きく変化する中で、新しい医療ニーズも生まれています。

このような環境の中、当社は、Crysvita（日本製品名：クリースビータ）、Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）の欧米での販売拡大、Nourianz（日本製品名：ノウリアスト）の米国上市を達成し、グローバル・スペシャリティファーマとしての更なる成長を実現していきます。

2021年2月に、2021年を開始年度とする、5か年の中期経営計画を公表いたしました。また、合わせて、2030年に向けたビジョンを以下の通り設定しました。

<2030年に向けたビジョン>

協和キリンは、イノベーションへの情熱と多様な個性が輝くチームの力で、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして病氣と向き合う人々に笑顔をもたらすLife-changingな価値*¹の継続的な創出を実現します。

- ・抗体技術の進化へ挑戦を続けることに加え、多様なモダリティ*²を駆使し協和キリンの強みを生かした創薬により、有効な治療法のない病氣の治療に取り組んでいきます。
- ・医薬品事業で培った疾患に関する知見と最先端の科学・技術の応用に努め、医薬品にとどまらない社会の医療ニーズに応えていきます。
- ・常に信頼され、成長が期待される企業であり続けるため、世界トップクラスの製品品質とオペレーショナルエクセレンスを追求し続けます。

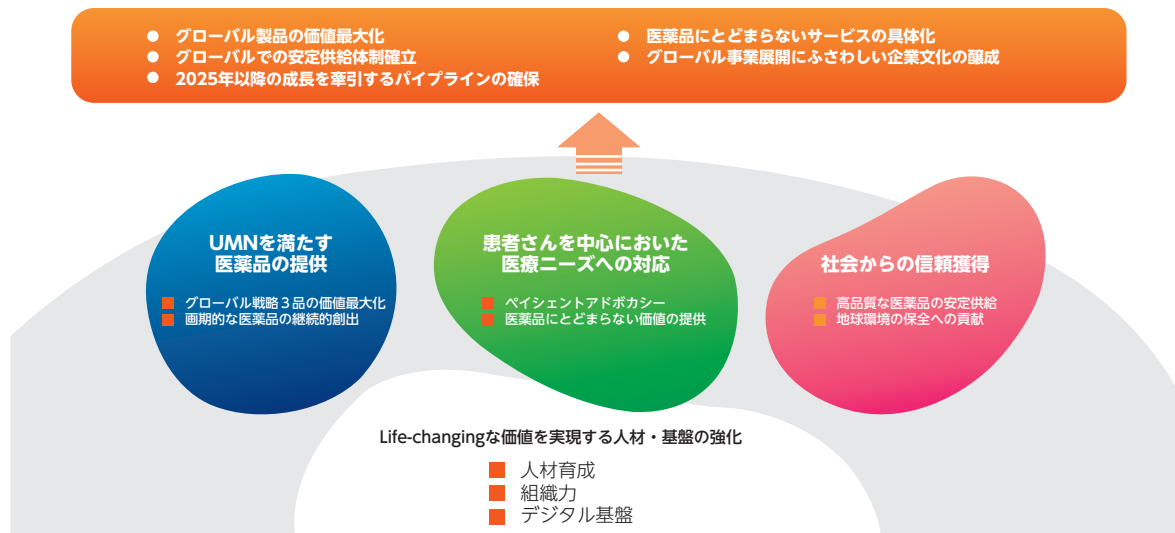
*¹ Life-changingな価値：

病氣と向き合う人々の満たされていない医療ニーズを見出し、その課題を解決するための新たな薬やサービスを創造し、提供することで、患者さんが「生活が劇的に良くなった」と感じ笑顔になること

*² モダリティ：

構想した治療コンセプトを実現するための創薬技術（方法・手段）の分類を指します。

<2021－2025年中期経営計画>



以下の各取組を通し、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして事業を拡大することで成長を実現してまいります。

【アンメットメディカルニーズを満たす医薬品の提供】

グローバル戦略品の価値最大化に向けては、欧米を中心とした市場浸透施策やアジアを含む事業地域の拡大を進めてまいります。今後、グローバルレベルで各部門や関係会社間の密接な連携を可能にする体制を築き、KYOWA KIRINブランドの新薬を、欧米をはじめとした世界の患者さんにお届けしてまいります。

一方、研究開発では、今まで培った技術に関する蓄積と疾患に関する知見を融合することにより、新たな医療価値の創造と創薬の更なるスピードアップを目指してまいります。技術軸では、次世代の抗体技術など、様々なモダリティを活用したプラットフォームを着実に築きます。また、疾患軸では、これまで蓄えた疾患サイエンスの知見と技術との融合により、アンメットメディカルニーズを満たす、Life-changingな価値創出への挑戦を続けてまいります。自社での研究に加え、オープンイノベーションを積極的に活用した創薬技術や新規標的の獲得を行うことで、イノベーションの創出を加速させます。研究開発に今後も積極的に投資してまいります。



【患者さんを中心においた医療ニーズへの対応】

病気と向き合う人々に笑顔をもたらすために「ペイシェントアドボカシー^{*3}」活動をグローバルで連携して進めることで、患者さんを中心においた医療ニーズへの対応を実現します。疾患啓発活動や患者さん支援ツールの提供などを通じて、未充足の医療ニーズの解決に取り組みます。

更には、患者さんに笑顔を届けるために、より長期的な視点で、医薬品にとどまらない価値の創出にも取り組みます。当社の強みを生かせる領域で、蓄積されたデータ活用や、患者さんへの理解を深めることで、自社医薬品回りの課題解決に取り組むとともに、キリングroupが取り組むヘルスサイエンスとの接点を生かし、患者さんのQOL向上に向けた新たな価値創造にも取り組んでいきます。

^{*3} ペイシェントアドボカシー：

患者コミュニティ及び医師コミュニティとの対話と連携により、社会の疾患に関する正しい理解を促進する。更に、当社事業のバリューチェーン全体を通じて未充足の医療ニーズの解決に取り組み、病気と向き合う人々に笑顔をもたらす活動。

【社会からの信頼獲得】

当社は、医薬品という高い品質が求められる製品をグローバルに安定的に供給するために、強固な生産体制を確立すると共に、品質保証体制及びサプライチェーンマネジメントの強化に努めます。

また、世界規模の気候変動に対し、当社は「キリングroup環境ビジョン2050」と連携し、設備投資を含む継続的な省エネの推進、再生可能エネルギーの導入・拡大、化石燃料から電力へのエネルギーシフト電化転換などにより、バリューチェーン全体の温室効果ガス排出量ネットゼロを目指し、地球環境の保全に努めることで、社会からの信頼を獲得していきます。

【Life-changingな価値を実現する人材・基盤の強化】

グローバルにビジネスを展開する中で、機能強化の必要性を認識しており、早期にグローバルな事業基盤を確立し、製品価値の最大化・開発パイプラインの充実など持続的な成長を実現できる体制を整えます。

具体的には、既に着手しているリスクマネジメントの強化に加え、環境変化に対応できるデジタル基盤や本社機能をはじめとするグローバルガバナンスの強化に取り組んでまいります。また、多様性に富む人材がワンチームとなり、力を最大限発揮できるよう、企業文化改革の取り組みと合わせて、Life-changingな価値の実現につなげていきます。

(3) 目標とする経営指標

2021－2025年中期経営計画において、財務指標を以下の通り目標として設定しております。

ROE	10%以上 (早期達成／中長期的に維持向上)
売上収益成長率	CAGR* ¹ 10%以上
研究開発費率	18～20%を目処に積極投資
コア営業利益率* ²	25%以上 (2025年度)
配当性向	40%を目処に継続増配 (コアEPS* ³ に対する配当性向)

*¹ 2020年度を基準年度とした5か年の平均成長率

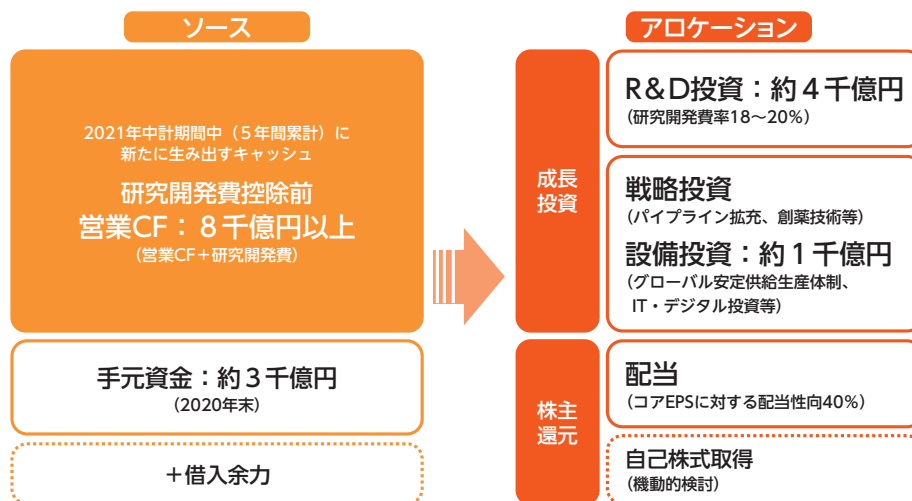
*² コア営業利益：「売上総利益」－「販売費及び一般管理費」－「研究開発費」＋「持分法による投資損益」

*³ 「コア当期利益」（「当期利益」－「その他の収益・費用（税金影響控除後）」）÷「期中平均株式数」

中長期的に企業価値を高めていくための重要な経営指標としてROEを掲げ、株主資本コストを安定的に上回る10%を早期に実現することを目指しています。この目標達成の基礎として、売上収益の年平均10%以上の成長とコア営業利益率を25%以上に高めることに取り組んでまいります。なお、コア営業利益率25%の前提として、中長期的な成長持続のため、売上収益に対し18～20%の研究開発投資を積極的に実行・維持していくこととしております。

<資本政策>

日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして競争力ある事業基盤を早期確立し、2025年以降の持続的成長と企業価値最大化に向けた各種成長投資を最優先して行います。また、配当方針に関しては、コアEPSに対する配当性向40%を目処とし、中長期的な利益成長に応じた安定的かつ持続的な配当水準の向上（継続的な増配）を目指します。また、自己株式の取得については、株価状況等を勘案したうえで、機動的に検討します。



事業報告

(6) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

医薬品等の研究、開発、製造、販売

(ご参考) 主要製品

種 別		主 な 品 名
医療用医薬品	腎領域	ネスプ (Nesp)、ダルベポエチン アルファ注シリンジ「KKF」、レグパラ (Regpara)、オルケディア、オングリザ
	がん領域	ジーラスタ、ポテリジオ (Poteligeo)、リツキシマブBS「KHK」、Abstral、Gran
	免疫・アレルギー疾患領域	アレロック、パタノール、ドボベット
	中枢神経領域	ノウリアスト (Nourianz)
	その他	クリースビータ (Crysvita)

(注) 英語表記は海外での製品名です。

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

① 当社

本店	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
営業拠点	札幌支店、東北支店（仙台市）、東京支店、千葉埼玉支店（東京都）、北関東支店（東京都）、甲信越支店（東京都）、横浜支店（東京都）、名古屋支店、大阪支店、京滋北陸支店（大阪市）、中国支店（広島市）、四国支店（松山市）、九州支店（福岡市）
生産拠点	高崎工場、宇部工場
研究拠点	バイオ生産技術研究所（高崎市）、東京リサーチパーク、富士リサーチパーク（静岡県駿東郡長泉町）、CMC研究センター（静岡県駿東郡長泉町）

(注) 拠点名等に所在地を示す都市名が付される場合には、所在地を記載しておりません。

②主要な子会社（2020年12月31日現在）

① 協和キリンプラス株式会社	本社：東京都中野区
② 協和キリンフロンティア株式会社	本社：東京都千代田区
③ Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.	アメリカ
④ BioWa, Inc.	アメリカ
⑤ Kyowa Kirin Pharmaceutical Development, Inc.	アメリカ
⑥ Kyowa Kirin Pharmaceutical Research, Inc.	アメリカ

⑦ Kyowa Kirin, Inc.	アメリカ
⑧ Kyowa Kirin Canada, Inc.	カナダ
⑨ Kyowa Kirin International plc	イギリス
⑩ 協和麒麟（中国）製薬有限公司	中国
⑪ 韓国協和キリン株式会社	韓国
⑫ Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール
⑬ 台湾協和麒麟股份有限公司	台湾



(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキリンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を288,819千株（持株比率53.49%、自己株式を控除すると持株比率53.77%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との資金貸付の取引については、当社独自の運用方針に従い、貸付金の利率は、貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
Kyowa Kirin International plc	13,849千ポンド	100%	医療用医薬品の開発、販売（持株会社としての傘下子会社の統括管理）
Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.	76,300千米ドル	100%	医療用医薬品の開発、販売（持株会社としての傘下子会社の統括管理）

(注) 1. 当社の持株比率は、間接保有も含めた持株比率を記載しております。

2. 特定完全子会社に該当する会社はありません。

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
5,423名	156名増

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、執行役員、臨時従業員（再雇用社員、契約社員、パートタイマー等の非正規社員）は除いております。

(10) 主要な借入先（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

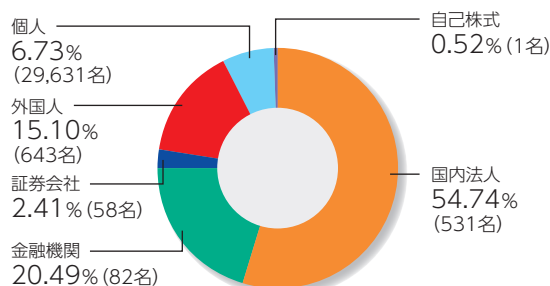
2 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 987,900,000株

(2) 発行済株式の総数 540,000,000株

(3) 株主数 30,946名 (前事業年度末比446名減)

所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
キリンホールディングス株式会社	288,819	53.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	43,422	8.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	23,827	4.44
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	7,839	1.46
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	5,527	1.03
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行 口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,539	0.85
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	4,337	0.81
SMBC日興証券株式会社	3,812	0.71
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	3,651	0.68
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 1 0 3	3,416	0.64

(注)

- 持株比率は自己株式 (2,823,975株) を控除して計算しております。
- みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行の持株数4,539千株は、株式会社みずほ銀行が委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年3月19日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これを受けて、当社は、同日開催の取締役会決議に基づき、自己株式97,269株を処分し、業務執行取締役及び執行役員に対して譲渡制限付株式として割り当てました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	注釈
取締役	無償	1株当たり1円	2014年3月22日から 2034年3月20日まで	5個	1名	1
	無償	1株当たり1円	2015年3月22日から 2035年3月20日まで	5個	1名	
	無償	1株当たり1円	2016年3月26日から 2036年3月24日まで	4個	1名	
	無償	1株当たり1円	2020年3月25日から 2023年3月23日まで	190個	3名	2
	無償	1株当たり1円	2021年3月27日から 2024年3月25日まで	201個	3名	
	無償	1株当たり1円	2022年3月23日から 2025年3月21日まで	286個	3名	

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき1,000株であります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき100株であります。
3. 非業務執行取締役及び監査役については、該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 代表取締役社長	宮 本 昌 志	
※ 代表取締役副社長	大 澤 豊	品質マネジメント部、薬事部 担当
取締役専務執行役員	三 箇 山 俊 文	海外事業統括
取締役	横 田 乃 里 也	キリンホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
取締役	瓜 生 健 太 郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所代表マネージングパートナー弁護士 U&Iアドバイザリーサービス株式会社 代表取締役 伊藤忠商事株式会社 社外監査役
取締役	森 田 朗	津田塾大学総合政策学部 教授
取締役	芳 賀 裕 子	芳賀経営コンサルティング事務所 代表 ミネバアミツミ株式会社 社外取締役
常勤監査役	小 松 浩	
常勤監査役	上 野 正 樹	
監査役	新 井 純	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 社外取締役 株式会社良品計画 社外監査役
監査役	井 上 雄 二	
監査役	桑 田 啓 二	キリンホールディングス株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 上記※の代表取締役は、執行役員を兼務しております。
2. 取締役瓜生健太郎、森田朗及び芳賀裕子は、社外取締役であります。
3. 取締役芳賀裕子の戸籍上の氏名は林裕子であります。
4. 常勤監査役上野正樹、監査役新井純及び井上雄二は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役瓜生健太郎、森田朗及び芳賀裕子、監査役新井純及び井上雄二を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 常勤監査役小松浩、監査役新井純及び井上雄二は、事業会社において経理・財務部門を担当してきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当事業年度中における退任取締役及び監査役は、次の通りであります。

当社における地位	氏名	退任日及び退任事由
取締役会長	花 井 陳 雄	2020年3月19日付で任期満了により退任
常勤監査役	清 水 明	2020年3月19日付で任期満了により退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役横田乃里也、瓜生健太郎、森田朗、芳賀裕子及び、常勤監査役小松浩及び上野正樹、並びに監査役新井純、井上雄二及び桑田啓二との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7名	308百万円
監査役	5名	83百万円
合計	12名	391百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、前年の定時株主総会日に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の額には、業績連動型年次賞与として8百万円、ストックオプションによる報酬額として13百万円及び譲渡制限付株式報酬として49百万円が含まれており、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。
3. 2019年に発生したマイトマイシンの自主回収に伴い原薬製造元である協和発酵バイオ株式会社に行政処分が下されたことを受けて、業務執行取締役から報酬の一部自主返上の申し入れがあり、当社は月額報酬の返納と賞与の受給辞退をそれぞれ受け入れております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	役職
社外取締役	瓜 生 健太郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 U&Iアドバイザリーサービス株式会社 伊藤忠商事株式会社	代表マネージングパートナー弁護士 代表取締役 社外監査役
社外取締役	森 田 朗	津田塾大学総合政策学部	教授
社外取締役	芳 賀 裕 子	芳賀経営コンサルティング事務所 ミネベアミツミ株式会社	代表 社外取締役
社外監査役	新 井 純	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 株式会社良品計画	社外取締役 社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役瓜生健太郎、森田朗、芳賀裕子は、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。各取締役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。

常勤監査役上野正樹は、2020年3月19日就任以降開催された取締役会10回全てに出席しました。また、監査役新井純及び井上雄二は、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。各監査役は、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

常勤監査役上野正樹は、2020年3月19日就任以降開催された監査役会10回全てに出席しました。また、監査役新井純及び井上雄二は、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。各監査役は、監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員7名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、102百万円であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	84百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「内部統制に関する助言業務」等を委託しております。
4. 当社の重要な子会社である、Kyowa Kirin International plcは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である麒麟ホールディングス株式会社の「会社法に基づく内部統制システム大綱」を踏まえ、会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令等を遵守すること及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、当社グループの各社に周知する。
- ・コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社の取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に保存・管理を行うとともに、取締役又は監査役に対して閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社グループのリスクを適正に管理するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・リスクマネジメントに関する統括組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に対する手順を明確化し、当社グループ各社に周知する。
- ・リスクマネジメント体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。

事業報告

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるために、以下の体制を整備する。

- ・職務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する規程・基準類を定める。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任するほか、必要に応じ当社グループ各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督を行う。
- ・経営戦略会議を設置し、意思決定を迅速化する。
- ・グループ子会社の取締役の職務執行に関する権限及び責任については、各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
- ・当社グループ各社ごとに年度計画を策定し、モニタリング等を通じて定期的に業績管理を行う。

5. 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制（業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するために、親会社である麒麟ホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、以下の体制を整備する。

- ・グループ子会社の主管部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
- ・グループ子会社の業務執行に関する責任及び権限を定め、各社業務について内部監査専任組織による監査を実施する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の監査役の求めに応じ、必要があるときは使用人若干名に、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、当該使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定は、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人が監査役の職務の補助業務を担当するときは、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

7. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役は監査役に対し以下の報告を行う。

- ・取締役会に付議される事項について、事前にその内容、その他監査役監査上有用と判断される事項。
- ・当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実。
- ・当社グループの取締役又は使用人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ・当社の監査役の同意を要する法定事項。
- ・当社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況。

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

② 当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む）は、当社グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、直接当社の監査役に報告することができる。また、当社の監査役は内部通報制度の運用状況について、担当部署から定期的に報告を受けるとともに、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告をさせることができる。

8. 前号の報告をした者が当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めた当社グループ共通の規程類を整備し、当社グループの各社に周知した上で適切に運用する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催する。当社の監査役は、内部監査専任組織等と連携した監査を実施することができる。また、当社は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は「協和キリングループコンプライアンス基本方針」及び、同方針に基づいた「協和キリングループ行動規範」を制定し、国内外のグループ会社に周知、運用しております。さらに内部通報制度（コンプライアンスライン）を国内外のグループ会社で運用しております。コンプライアンス統括部署であるCSR推進部がこれらの体制整備を行うとともに、グループコンプライアンス意識調査、企業倫理講演会、集合研修、e-ラーニング等の教育・啓発活動を通じて、経営トップをはじめ、グループ内におけるコンプライアンス意識の醸成を図っています。また、グループCSR委員会及び日本を含む各地域のリージョナルCSR委員会においてコンプライアンスの徹底状況を含めた報告がなされており、その内容は適時に取締役会に報告しています。

2. 情報保存管理体制

当社は、取締役会等の議事録、りん議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスクマネジメント強化のため、「協和キリングループリスクマネジメント基本方針」を制定し、同方針に基づき、規程・基準類を定め、グループ各社に周知しています。また、当社はリスクマネジメントシステムにより、CSR推進部が統括して事業にかかるリスクを抽出し、経営戦略会議及びリージョナルCSR委員会では四半期毎のモニタリングを、年1回のグループCSR委員会ではリスクマネジメントの総括及び次年度の活動方針の策定を行っています。その内容は適時に取締役会に報告しています。

4. 効率的職務執行体制

当社は、社内規程により取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、取締役会（当期中に計14回開催）、グローバル経営戦略会議（当期中に計14回開催）、経営戦略会議（当期中に計19回開催）において、各決議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。また、当社は中期経営計画（2016年1月から2020年12月まで）、年度経営計画（2020年1月から12月まで）に基づき、四半期のモニタリング等を通じて組織的に業績管理を行っています。

5. 業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制

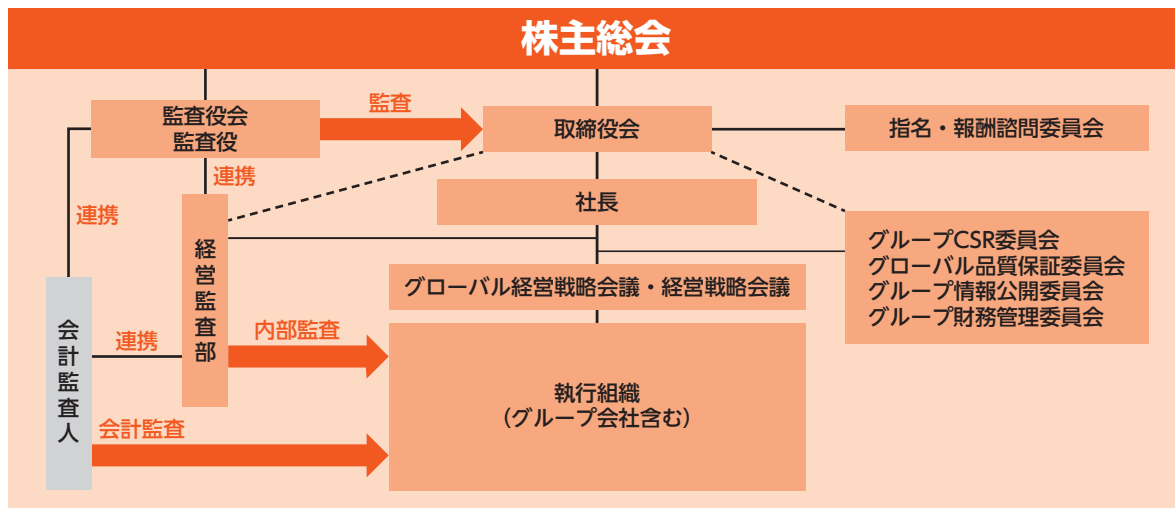
当社は、当社グループを管理する社内規程のもと、主管部署を定めて管理を行っております。グローバルなグループガバナンスの更なる強化のため、主管部署、機能部門、内部監査部門の責務を明確化した当該規程を運用し、当社グループに関連する基本方針・規程類の整備を行っております。

6. ～10. 監査役関連体制

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、監査役の業務を補助する専任の使用人を設置しております。また、監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っております。当社の監査役は、当社グループの取締役等から重要な事項や監査上有用な事項について適時・適切に報告を受けております。また、当社の監査役は必要に応じて随時に、当社グループの取締役等に報告を求めることができます。内部通報制度（コンプライアンスライン）において、当社取締役に関する通報は直接監査役へ通知される仕組みを導入しております。内部通報制度の運用状況については、CSR推進部、人事部より定期的に報告を受けています。監査役への報告（通報）をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを定めた「グループ内部通報規程」を制定し、国内外グループ各社に周知を行っています。監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っています。また、当社の監査役は当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催するとともに、内部監査専任組織と緊密な連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。さらに、監査役の要請に応じて当社の主要子会社の会議に出席する機会を確保する等、当社は当社の監査役が実効的に監査を行うための体制を整備しています。

コーポレートガバナンス体制図

(2020年12月31日現在)



連結計算書類

連結財政状態計算書（2020年12月31日現在）

（単位:百万円）

科 目	金 額
資産	
非流動資産	
有形固定資産	76,012
のれん	132,695
無形資産	75,027
持分法で会計処理されている投資	9,475
その他の金融資産	17,323
退職給付に係る資産	14,674
繰延税金資産	33,133
その他の非流動資産	468
非流動資産合計	358,808
流動資産	
棚卸資産	51,281
営業債権及びその他の債権	92,287
その他の金融資産	636
その他の流動資産	6,161
現金及び現金同等物	287,019
小計	437,385
売却目的で保有する資産	5,097
流動資産合計	442,482
資産合計	801,290

科 目	金 額
資本	
資本金	26,745
資本剰余金	463,967
自己株式	△3,545
利益剰余金	226,639
その他の資本の構成要素	△15,410
親会社の所有者に帰属する持分合計	698,396
資本合計	698,396
負債	
非流動負債	
退職給付に係る負債	216
引当金	7,823
繰延税金負債	92
その他の金融負債	13,159
その他の非流動負債	854
非流動負債合計	22,145
流動負債	
営業債務及びその他の債務	54,867
引当金	2,027
その他の金融負債	5,123
未払法人所得税	4,661
その他の流動負債	14,070
流動負債合計	80,749
負債合計	102,894
資本及び負債合計	801,290

連結損益計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位:百万円）

科 目	金 額
売上収益	318,352
売上原価	△80,440
売上総利益	237,912
販売費及び一般管理費	△126,610
研究開発費	△52,312
持分法による投資損益	964
その他の収益	1,651
その他の費用	△10,842
金融収益	1,798
金融費用	△299
税引前利益	52,263
法人所得税費用	△5,236
当期利益	47,027
当期利益の帰属	
親会社の所有者	47,027

連結計算書類

連結持分変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2020年1月1日残高	26,745	463,893	△3,792	201,253	751	△13,647
当期利益				47,027		
その他の包括利益						△4,268
当期包括利益合計	－	－	－	47,027	－	△4,268
剰余金の配当				△23,631		
自己株式の取得			△14			
自己株式の処分		19	171			
株式に基づく報酬取引		55	91		△155	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				1,990		
所有者との取引額合計	－	74	247	△21,641	△155	－
2020年12月31日残高	26,745	463,967	△3,545	226,639	596	△17,915

	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	その他の資本の構成要素			合計	
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計		
2020年1月1日残高	3,047	－	△9,849	678,250	678,250
当期利益			－	47,027	47,027
その他の包括利益	△1,138	1,990	△3,416	△3,416	△3,416
当期包括利益合計	△1,138	1,990	△3,416	43,611	43,611
剰余金の配当			－	△23,631	△23,631
自己株式の取得			－	△14	△14
自己株式の処分			－	190	190
株式に基づく報酬取引			△155	△10	△10
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△0	△1,990	△1,990	－	－
所有者との取引額合計	△0	△1,990	△2,145	△23,465	△23,465
2020年12月31日残高	1,909	－	△15,410	698,396	698,396

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	436,311
現金及び預金	19,204
売掛金	71,989
商品及び製品	23,114
仕掛品	7,949
原材料及び貯蔵品	11,019
関係会社短期貸付金	294,773
その他	8,262
固定資産	251,369
有形固定資産	55,466
建物	28,654
構築物	1,463
機械及び装置	11,420
工具、器具及び備品	3,816
土地	4,623
建設仮勘定	3,966
その他	1,524
無形固定資産	21,510
販売権	18,291
その他	3,219
投資その他の資産	174,393
投資有価証券	9,782
関係会社株式	116,121
関係会社社債	34,000
関係会社出資金	6,484
長期前払費用	517
前払年金費用	10,266
繰延税金資産	23,775
その他	3,334
貸倒引当金	△29,885
資産合計	687,680

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	124,152
買掛金	15,710
短期借入金	779
未払金	32,482
未払法人税等	4,303
関係会社預り金	67,301
製品回収関連損失引当金	806
その他	2,771
固定負債	7,798
補償損失引当金	3,400
資産除去債務	4,327
その他	71
負債合計	131,949
(純資産の部)	
株主資本	552,540
資本金	26,745
資本剰余金	103,899
資本準備金	103,807
その他資本剰余金	92
利益剰余金	425,411
利益準備金	6,686
その他利益剰余金	418,724
固定資産圧縮積立金	1,275
別途積立金	297,424
繰越利益剰余金	120,025
自己株式	△3,515
評価・換算差額等	2,594
その他有価証券評価差額金	2,594
新株予約権	596
純資産合計	555,730
負債純資産合計	687,680

計算書類

損益計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位:百万円）

科 目	金 額	
売上高		252,933
売上原価		81,181
売上総利益		171,752
販売費及び一般管理費		123,083
営業利益		48,669
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,670	
為替差益	536	
その他	853	4,060
営業外費用		
支払利息	250	
遊休設備関連費	2,271	
その他	646	3,167
経常利益		49,562
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	6,433	
補償損失引当金繰入額	3,400	9,833
税引前当期純利益		39,730
法人税、住民税及び事業税	13,229	
法人税等調整額	△4,750	8,480
当期純利益		31,250

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)	自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	26,745	103,807	-	6,686	411,105	△3,792	544,551	3,718	3,718	751	549,020
事業年度中の変動額											
積立金等の取崩					-		-				-
剰余金の配当					△23,631		△23,631				△23,631
当期純利益					31,250		31,250				31,250
自己株式の取得						△14	△14				△14
自己株式の処分			92			292	384				384
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△1,123	△1,123	△155	△1,278
事業年度中の変動額合計	-	-	92	-	7,619	277	7,989	△1,123	△1,123	△155	6,710
当期末残高	26,745	103,807	92	6,686	418,724	△3,515	552,540	2,594	2,594	596	555,730

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	1,345	297,424	112,336	411,105
事業年度中の変動額				
積立金等の取崩	△69		69	-
剰余金の配当			△23,631	△23,631
当期純利益			31,250	31,250
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△69	-	7,689	7,619
当期末残高	1,275	297,424	120,025	418,724

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

協和キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 伸 幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協和キリン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、協和キリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

協和キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 伸 幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協和キリン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記(1)(2)の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月9日

協和キリン株式会社 監査役会

常勤監査役	小 松	浩 ⑩
常勤監査役 (社外監査役)	上 野	正 樹 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	新 井	純 ⑩
監 査 役 (社外監査役)	井 上	雄 二 ⑩
監 査 役	桑 田	啓 二 ⑩

株主総会会場のご案内

会場：パレスホテル東京 2階「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

TEL (03) 3211-5211 (代)

パレスホテル東京

検索



会場までの詳細経路



交通機関のご案内

JR

「東京駅」

丸の内北口から
会場まで徒歩約8分

東京メトロ

千代田線

半蔵門線

丸の内線

東西線

三田線

「大手町駅」
C13b出口より
地下通路直結

都営地下鉄

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



協和キリン株式会社

TEL:03-5205-7200



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。